政　令

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百二十二号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年十二月一日とする。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百二十三号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の五第二項及び道路交通法の一部を改正する法律附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第九号中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第二十六条の四第二項各号を次のように改める。

一　現に準中型自動車免許を受けている者にあつては、次のイからホまでのいずれかに該当するもの

イ　現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車免許に係る上位免許（準中型自動車免許を除く。ホにおいて同じ。）を受けていたことがある者

ロ　前項第二号に掲げる者

ハ　現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に受けていたことがある普通自動車免許（以下このハにおいて「直前普通免許」という。）を受けていた期間（当該直前普通免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者（次に掲げる者を除く。）

(1)　法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により直前普通免許を取り消された者

(2)　直前普通免許に係る再試験を受けた後直前普通免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

(3)　法第百条の二第五項の規定に違反して直前普通免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に直前普通免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

ニ　現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

ホ　現に受けている準中型自動車免許を受けた日以後に普通自動車免許に係る上位免許を受けた者

二　現に普通自動車免許を受けている者にあつては、次のイからホまでのいずれかに該当するもの

イ　現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る上位免許（準中型自動車免許を除く。ホにおいて同じ。）を受けていたことがある者

ロ　現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に受けていたことがある準中型自動車免許（以下このロにおいて「直前準中型免許」という。）を受けていた期間（当該直前準中型免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者（次に掲げる者を除く。）

(1)　法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により直前準中型免許を取り消された者

(2)　直前準中型免許に係る再試験を受けた後直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

(3)　法第百条の二第五項の規定に違反して直前準中型免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

ハ　現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に受けていたことがある普通自動車免許（以下このハにおいて「直前普通免許」という。）を受けていた期間（当該直前普通免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年以上である者（次に掲げる者を除く。）

(1)　法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により直前普通免許を取り消された者

(2)　直前普通免許に係る再試験を受けた後直前普通免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

(3)　法第百条の二第五項の規定に違反して直前普通免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に直前普通免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

ニ　現に受けている普通自動車免許を受けた日前六月以内に普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

ホ　現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

第四十二条第二項中「行なわれて」を「行われて」に、「行なおう」を「行おう」に改め、同条第三項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第四十四条第一項第二号中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第四十四条の二の二中「の通行禁止等」を「に規定する通行禁止等」に改める。

別表第一第一号中「第四十四条又は」を「第四十四条第一項又は」に、「法第四十四条の」を「同項の」に、「第四十四条各号」を「第四十四条第一項各号」に改め、同表第二号中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

別表第二の備考の二の20中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

別表第六の備考の二の5中「第四十四条又は」を「第四十四条第一項又は」に、「法第四十四条の」を「同項の」に、「法第四十九条の四」を「同条」に改め、同表の備考の二の10中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。